

## 固定資産課税台帳等の縦覧・閲覧

### ●縦覧

納税者は、自己所有以外の土地または家屋の評価額(所有者の情報を除く)を縦覧することができます。

縦覧の趣旨	自己の土地・家屋と、他の土地・家屋の評価額を比較し、適正であることを確認していただくための制度		
縦覧期間	4月1日から4月30日まで 午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日を除く)		
縦覧対象者と縦覧範囲	縦覧対象者	縦覧範囲	記載事項
	固定資産税の土地の納税者 (代理人または納税管理人)	土地価格等縦覧帳簿	所在(地番)・地目・地積・価格
	固定資産税の家屋の納税者 (代理人または納税管理人)	家屋価格等縦覧帳簿	所在・家屋番号・種類・構造・ 床面積・価格
縦覧に必要なもの	・納税通知書または課税明細書 ・印かん ・運転免許証など本人と確認できるもの ※代理人は上記のほか、委任状または承諾書の提出も必要となります。		
審査申出期間	固定資産課税台帳に価格を登録した旨が公示された日から、納税通知書の交付を受けた 日後60日まで ※固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合においては、上記の期間 内に固定資産評価審査委員会に文書で審査の申出をすることができます。		

### ●閲覧

納税者は、固定資産課税台帳のうち、自己の資産が記載された部分について、一年を通して閲覧することができます。また、借地人・借家人等は借りている土地・家屋の閲覧をすることができます。

閲覧期間	4月1日より通年 午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日を除く)	
閲覧対象者と閲覧範囲	閲覧対象者	閲覧範囲
	①固定資産の所有者	所有している固定資産
	②土地を有償で借りている	借りている土地
	③家屋を有償で借りている	借りている家屋及びその敷地である土地
	④固定資産の処分をする権利を有する一定の人	権利を有する固定資産
閲覧に必要なもの	・納税通知書または課税明細書 ・印かん ・運転免許証など本人と確認できるもの ・「閲覧対象者」の②③④に該当する人は、それらを証するもの(賃貸借契約書等) ※代理人は上記のほか、委任状または承諾書の提出も必要となります。	
閲覧手数料	1回につき200円(ただし、縦覧期間中の閲覧は無料)	

※縦覧・閲覧の場所は共に税務課窓口となります。

▶問い合わせ先＝税務課 資産税係 ☎(56)9123

市町村税滞納  
ぼく減月間2015  
あなたの税が未来を拓く

#### ◆全県下一斉の取組

町では、納税の公平と税収の確保を図るため、3月～5月を「市町村税滞納ぼく減月間2015」として、栃木県との協働により、全県下一斉に徴収の強化に取り組みます。  
【町では税収確保に向け、次のような取組みを行っています】

#### 納税相談

町税等を納期限内に納めることが困難な方の相談を受け付けています。

#### 納税催告

納期限を過ぎても納付がない方に対し、督促状・催告書等の送付、電話催告、自宅訪問、勤務先訪問を行います。

#### 財産調査

滞納者の財産について、官公署、金融機関、保険会社、通信機関等に対し調査を行います。

#### 給与調査

勤務先に対し給与の調査を行います。

#### 差押処分

不動産・預貯金や生命保険、給与、自動車などの差押えを行います。差押後も納付されない場合、差押財産の公売・取立を行います。

▼問い合わせ先＝税務課 納税係

☎(56)9121

## 国民年金保険料の納付が困難な学生は 学生納付特例の申請を

日本国内にお住まいの20歳から60歳までの方は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。

学生の方であっても加入の手続きは必ず必要です。ただし、20歳以上の学生の方で保険料の納付が困難な場合は、「学生納付特例制度」という、在学中の保険料の納付が猶予される制度が利用できます。

### ●対象となる方

日本国内にある大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(学校教育法で規定されている修業年限が一年以上の課程)に在学する学生等で、学生納付特例を受けようとする年度の前年の所得が基準以下の方、失業等の理由がある方。

※なお、一部の海外大学の日本分校も対象になりません。詳しくは年金事務所にお問い合わせください。

### ●所得のめやす

11.8万円+(扶養親族等の数×38万円)で計算した額以下

### ●「納付」学生納付特例「未納」の違い

老齢基礎年金を受け取るためには、原則として保険料納付期間と免除期間があわせて最低25年(300月)あることが必要となります。学生納付特例を受けた期間は、この受給資格期間に含まれますが、年金額には反映されません。10年以内であれば、古い期間から順に納付が可能です。

※ただし、承認を受けた年度から起算して3年度

目以降は当時の保険料に一定の金額が加算されますのでご注意ください。又、申請が遅れて「未納」となっている場合、20歳以降の申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害基礎年金の申請ができなくなる場合もありますのでご注意ください。

### ●申請先Ⅱ役場 保険課の窓口又は年金事務所

●必要なものⅡ年金手帳、在学期間がわかる学生

証(写し)又は在学証明書(原本)、印かん

### ▼問い合わせ先Ⅱ

●宇都宮西年金事務所

☎028(622)4281

●保険課 高齢者年金係

☎(56)9129



## 国民健康保険

職場の健康保険に加入したとき、やめたときは届出が必要です

会社に勤めることになり職場の健康保険に加入した場合や、その被扶養者になった場合、または、職場の健康保険をやめて国民健康保険に加入するときは、役場への届出が必要となります。

届出が遅れると、国民健康保険税が課税されたままになったり、職場の健康保険の資格を喪失した日まで遡って課税されたりしますので、14日以内に次のものを持参のうえ、住民生活課で手続きをお願いします。

### 【職場の健康保険に加入したとき】

届出に必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証
- ・職場の健康保険証

【職場の健康保険をやめて、国民健康保険に加入するとき】

届出に必要なもの

- ・職場の健康保険をやめた証明書(資格喪失証明書、退職証明書など)

▼問い合わせ先Ⅱ保険課 国保係

☎(56)9134

【花粉症の予防方法】晴れた日や風の強い日は、花粉が飛びやすいので外出は控えましょう。